

## 南陽市パブリックコメント手続実施要綱の考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、市政の基本的な政策形成の過程においてパブリックコメント手続を実施するため必要な事項を定め、もって市民等の市政への参画の機会を広げるとともに、より透明性の高い行政運営に資することを目的とする。

### 【考え方】

本市のパブリックコメント手続（以下「PC手続」という。）は、市民生活に綿密に関連する市の重要施策について「意思決定前の情報の公表」を行い、市政への「市民参画の機会」を確保することにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民に信頼される施政を確立するため、要綱により制度化するものです。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 立案する政策の内容や趣旨を公表して市民等から意見を求め、それらの意見を考慮し、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、それに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (3) 市民等 市内に住所又は勤務先を有する者、市内に存する学校に在学する者及びパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

### 【考え方】

#### ○第1号関係

この手続は、これまで行政側の裁量に任せられていた政策等の策定への市民参加について、一定の範囲を決めて市民等の意見を募集するものです。

#### ○第2号関係

実施機関とは、この制度によりPC手続を実施する市の機関（所管課等）をいいます。市の機関全てをPC手続の実施機関として位置付けますが、議会は議事機関であり自立性を有していることから、対象から除外しています。

#### ○第3号関係

意見を提出できるものとして、本市に在住、在勤、在学する者などを「市民等」と定義付けるものです。ただし、本市以外に居住する利害関係者なども「市民等」と位置付け、意見を提出できるものとししました。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本方針を定める計画の策定又は重要な改正
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市の基本的な方向性を定める憲章又は宣言の制定又は改廃
- (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要すると認められるもの
- (2) 軽微な変更と認められるもの
- (3) 策定等に当たり、意見聴取などの手続が法令、条例等で定められているもの
- (4) 審議会その他の附属機関（これに準ずる機関を含む。）による答申等に基づき策定等をするもの

#### 【考え方】

##### ○第1項第1号関係

「市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本方針を定める計画」とは、将来の市の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、その名称は基本構想、プラン、方針など特に問いません。なお、道路、河川、公園などの個別地域での整備事業については、原則として対象外とします。

##### ○第1項第2号関係

「市の基本的な制度」とは、市政全般や個別の行政分野における基本理念など本市の進むべき方向性を定めるものをいいます。

##### ○第1項第3号関係

市の基本的な方向性を定める憲章、宣言などで、市の重要な施策を策定する場合があります。対象とします。

##### ○第1項第4号関係

「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、広く市民等に適用される規制を定める「地方自治法第14条第2項」に基づく条例を指します。

#### ※地方自治法第14条第2項

「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」

##### ○第2項第1号関係

「緊急を要すると認められるとき」とは、法改正に併せて条例や計画を変更する必要がある場合で、その変更の期日が迫っている場合や、PC手続の実施にかかる

所要時間の経過によりその効果が損なわれる場合、あるいは災害時に緊急に条例の制定をする場合など、P C 手続を経る時間がない場合をいいます。

○第2項第2号関係

「軽微な変更」とは、法改正に伴う条項ずれや文言整理など、大幅な改正又は基本的な事項の改正変更を伴わないものをいいます。

○第2項第3号関係

「意見聴取などの手続が法令、条例等で定められているもの」とは、法令等の規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいいます。

○第2項第4号関係

当該計画を策定するに当たり、審議会等に諮る場合は、市民等からの意見を聴取したものとみなし、P C 手続を実施しないことができます。

○その他

課設置条例や職員の給与に関するものなど、行政内部にのみ適用されるもの、「補助金要綱」のような行政サービスに関するものは除きます。

また、P C 手続の対象となるかどうかの判断に迷う場合も予想されますが、極力本制度を実施していくものとします。

(計画等の案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画等(以下「計画等」という。)の策定をしようとするときは、あらかじめ当該計画等の案(以下「計画等の案」という。)を市民等に公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、次に掲げる関連資料をあわせて公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案を立案するに当たっての考え方
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案の公表に関し必要と認められる資料

【考え方】

○第1項関係

公表する時期は、計画等の決定期限などを考慮し、内容の修正など寄せられた意見を反映することが十分可能な素案の段階に実施します。

○第2項関係

公表する案及び資料は、難解な表現を避けるなど分かりやすいものにします。また、論点などを明確にし、意見提出がしやすくなるよう努めます。

資料については、計画等を立案する際の論点等をはじめ、その立案に至った経過、目的、背景等について述べたものにします。

(公表の方法)

第5条 実施機関は、計画等の案及び関連資料を当該計画等の所管課に備え付け、閲覧に供するとともに、市のホームページ等に掲載するものとする。

【考え方】

計画等の案及び関連資料については、所管課の窓口にも備えるとともに市のホームページに掲載します。併せて、各地区公民館の窓口でも閲覧又は配付をします。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等からの意見の提出の利便を図るため、意見の提出期間及び提出方法を計画等の案を公表する際に明示するものとする。

- 2 意見の提出期間は、おおむね1月とする。
- 3 意見の提出方法は、市長が指定する場所への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法とする。
- 4 市民等が意見を提出する場合は、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。

【考え方】

○第1項関係

実施機関は、案を公表する際、提出期間、提出方法を明示し、意見提出の利便を図るものです。

○第2項関係

意見の提出期間は、その期間を長くした場合、寄せられる意見が多くなる半面、計画等の策定に迅速性を欠くことにもなり、「原則1月以上とするよう努めるもの」としました。なお、事情により1か月間を確保できない場合は、この限りではありません。

○第3項関係

意見の提出方法を定めたものですが、電話による意見提出については、記録が困難であり意見内容が不明確になることから対象外とします。

○第4項関係

市民等が計画等の策定に直接関わることから、住所、氏名、連絡先の記載を求めるものです。

(意見の取扱い)

- 第7条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に検討の上、計画等の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、市民等から提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表する。この場合において、提出された意見を検討した結果、計画等の案を修正した場合には、修正した内容及びその理由を公表するものとする。
- 3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

【考え方】

○第1項関係

よりよい意見はできる限り政策に反映していくこととします。

○第2項関係

提出された意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表します。また、提出された意見を検討した結果、計画等の案を修正した場合、その内容等を公表するものです。

なお、この手続は、計画等に対する賛否を問うものではなく、また、賛成、反対の意見数により計画等に意見等を取り入れるものでもないので、単に賛否の結論だけの意見に対しては、実施機関の考えは示さない場合もあります。

また、案と関係のない意見や、第三者を誹謗中傷するものなどは公表しません。公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

(市長への事前報告)

- 第8条 市長以外の実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ計画等の案及び第4条第2項各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。
- 2 市長以外の実施機関は、前条第2項の規定により意見の概要等を公表しようとするときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

【考え方】

各所管課がPC手続を実施しようとする場合は、公表しようとする案に係る事項について市長にあらかじめ報告することとします。計画等の案を公表し、意見等の概要を公表する場合も同様とします。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関がそれぞれ定める。

【考え方】

この要綱に定めるもののほか、P C手続の実施について必要な事項があれば別に定めます。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。